

社会福祉法人土佐厚生会 定款

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 社会福祉法人土佐厚生会（以下「法人」という。）は、福祉サービスを利用する障害者や高齢者等の個人の尊厳を旨とし、利用者の希望、置かれている環境、年齢、心身の状況等に応じた多様な福祉サービスを提供して、これらの人々の自立生活を促し、地域社会の一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加できるよう支援を行うことを目的として、次の社会福祉事業を行うものとする。

(1) 第一種社会福祉事業

- ア 特別養護老人ホームの経営
- イ 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- ア 老人デイサービス事業の経営
- イ 老人居宅介護等事業の経営
- ウ 老人介護支援センターの経営
- エ 老人短期入所事業の経営
- オ 障害福祉サービス事業の経営
- カ 福祉ホームの経営
- キ 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- ク 相談支援事業の経営

(経営の原則)

第 1 条の 2 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図り、その提供する福祉サービスの質の向上ならびに事業経営の透明性の確保につとめるとともに、地域福祉の貢献に寄与するものとする。

(名称)

第2条 この法人の名称は、社会福祉法人土佐厚生会という。

(事務所の所在地)

第3条 この法人の事務所を高知県南国市左右山 290 番地の 2 に置く。

第 2 章 役員および職員

(役員の数)

第4条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 10 名
 - (2) 監 事 2 名
- 2 理事のうち 1 名は、理事の互選により理事長となる。
 - 3 理事長は、この法人を代表する。
 - 4 この法人に常務理事を置くことができる。常務理事は、理事の互選により決める。

5 役員を選任にあたっては、各役員について、その親族、その他特殊の関係がある者が、理事のうちに3名を超えて含まれてはならず、監事の内にこれらの者が含まれてはならない。

(常務理事の職務)

第5条 常務理事は、理事長を補佐する。

(理事会)

第6条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務としてあらかじめ理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事または監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から1週間以内に、これを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由および理事会に付議される事項についての意思を表示した者は出席者と見なす。

7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合およびこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長および理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領およびその結果を記載した議事録を作成し、これに署名または記名押印しなければならない。

(理事長の職務代理)

第7条 理事長に事故あるとき、または欠けたときは、常務理事が理事長の職務を代理する。また、理事長および常務理事ともに事故あるとき、または欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項および双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(理事の選任)

第8条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

(監事の選任)

第9条 監事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

2 監事は、この法人の理事、評議員、職員およびこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(監事による監査)

第9条の2 監事は、理事の業務執行の状況およびこの法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会および高知県知事に報告するものとする。

3 監事は前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会、評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(職員)

第11条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第 11 条の 2 この法人に、理事会の承認を得て顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応ずるものとする。

(役員等の報酬)

第 11 条の 3 役員および評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員および評議員の地位にあることのみによって支給しない。

2 役員および評議員には費用を弁償することができる。

3 前項の役員および評議員の費用弁償に関し、必要な事項は別に定める。

(会長の選任)

第 11 条の 4 この法人に会長 1 名を置き、理事会において選任する。

2 会長は、この法人の業務を総攬する。

第 3 章 評 議 員 お よ び 評 議 員 会

(評議員の資格等)

第12条 評議員は、社会福祉事業に理解を持ち、または学識経験のある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を経て理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱にあたっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員会)

第14条 評議員会は、21名の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 理事長は、評議員会の3分の1以上の評議員または監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会に議長を置く。

5 議長は、その都度評議員の互選で決める。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長および評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領およびその結果を記載した議事録を作成し、これに署名または記名押印しなければならない。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画および事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併または破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則としてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

3 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

第 4 章 資 産 お よ び 会 計

(資産の区分)

第16条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産および公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、別紙に掲げる財産をもって構成する。

3 運用財産は、基本財産および公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第24条および第24条の2に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第17条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、高知県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、高知県知事の承認を必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第18条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて保管する。

3 前項の規定に関わらず、基本財産以外の資産の現金については理事会の議決を経て、株式に換えて保管

することができる。

(特別会計)

第19条 この法人は、特別会計を設けることができる。ただし、公益事業を行う場合は、必ず当該事業に関する会計は、事業ごとに特別会計としなければならない。

(予算)

第20条 この法人の予算は、毎会計年度の開始前に理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第21条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書は、毎会計年度終了後2か月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類およびこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事業所に備えておくとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者、その他利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部または一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第22条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第22条の2 この法人の会計に関しては、法令およびこの定款の定めのあるもののほか、理事会において定める会計経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第23条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 公益を目的とする事業

(医療保健業)

第24条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により医療をうける者の心身の状況に応じ、単に治療のみならず、疾病の予防のための処置およびリハビリテーションを行うため次の事業を行う。

(1) 安芸療護園診療室の経営

(2) 国府寮診療所の経営

2 前項の事業の経営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(その他の事業)

第24条の2 この法人は、社会福祉法第26条の規定により要支援または要介護状態になった高齢者に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立生活ができるよう支援するため次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業所の経営

2 前項に定めるもののほか、この法人は社会福祉法第26条の規定により一般企業や法定の就労継続支援事業に就労が困難な障害者に対し、就労の場を提供し自立生活の促進をはかるため、次の事業を行う。

(1) 小規模作業所の経営

3 第1項および第2項の事業の経営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第25条 第24条および第24条の2の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人が行う社会福祉事業または公益事業の用に供するものとする。

第6章 解散および合併

(解散)

第26条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号および第3号から第6号までの解散理由により解散する。

(残余財産の帰属)

第27条 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第28条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、高知県知事の認可を受けなければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第29条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、高知県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を高知県知事に届け出なければならない。

第8章 公告の方法、その他

(公告の方法)

第30条 この法人の公告の方法は、会報への掲載のほか、新聞への公告、法人の事務所における閲覧の方法による。

(実施細則)

第31条 この定款の実施についての細則は、別に定める。

付 則

法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、法人の成立後、遅滞なくこの定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	小川清澄
副理事長	彼末重一
理事	清岡庸彦
〃	浜田南海男
〃	富田守郎
〃	仙頭旦子
〃	岡林真弘
〃	畠山義寛
〃	吉良三千雄
〃	藤田忠雄
監事	長沢茂男
〃	武井義清

- 1 昭和58年3月28日 一部改正
- 2 昭和58年8月24日 一部改正
- 3 昭和59年12月17日 一部改正
- 4 昭和60年7月27日 一部改正
- 5 昭和63年3月30日 一部改正
- 6 平成元年3月29日 一部改正
- 7 平成元年9月26日 一部改正
- 8 平成4年3月27日 一部改正
- 9 平成5年1月17日 一部改正
- 10 平成5年7月30日 一部改正
- 11 平成5年12月12日 一部改正
- 12 平成6年12月13日 一部改正
- 13 平成7年12月13日 一部改正
- 14 平成8年5月30日 一部改正
- 15 平成9年5月30日 一部改正
- 16 平成11年3月29日 一部改正
- 17 平成12年2月12日 一部改正
- 18 平成13年3月1日 一部改正
- 19 平成13年4月19日 一部改正
- 20 平成15年3月31日 一部改正
- 21 平成17年4月1日 一部改正
- 22 平成17年11月18日 一部改正
- 23 平成18年4月21日 一部改正
- 24 平成18年9月20日 一部改正
- 25 平成19年10月1日 一部改正
- 26 平成20年4月18日 一部改正

- 27 平成 22 年 3 月 15 日 一部改正
- 28 平成 22 年 10 月 5 日 一部改正
- 29 平成 23 年 1 月 31 日 一部改正
- 30 平成 23 年 6 月 27 日 一部改正
- 31 平成 24 年 5 月 8 日 一部改正
- 32 平成 26 年 5 月 24 日 一部改正
- 33 平成 27 年 5 月 13 日 一部改正
- 34 平成 28 年 2 月 12 日 一部改正

基本財産目録

別紙1-1

所在地	所在地		種類または地目	登記面積 (㎡)	原因およびその日付	登記年月日
	字	番地				
高知県安芸市赤野	九軒町	甲561番1	宅地	753.00	昭和57年4月7日売買	昭和57年7月21日
"	"	甲561番2	"	390.00	昭和55年9月8日売買	昭和55年9月8日
"	"	甲566番	"	211.57	平成2年10月4日売買	平成3年2月22日
"	"	甲567番	"	198.34	平成2年10月4日売買	平成3年2月22日
"	"	甲568番2	"	87.08	平成2年10月4日売買 (甲568を分筆)	平成2年12月27日 (平成13年4月19日)
"	古道西ノ入口	甲618番2	"	1,309.08	平成4年7月14日売買 (甲619番を合筆)	平成4年7月14日 (平成5年5月7日)
"	"	甲614番1	"	343.00	昭和55年9月8日売買	昭和55年9月8日
"	"	甲614番2	畑	165.00	昭和59年8月11日売買	昭和59年10月8日
"	"	甲615番	宅地	888.00	昭和55年9月8日売買 (甲616番を合筆)	昭和55年9月8日 (平成5年5月7日)
"	"	甲617番	宅地	489.25	平成27年3月23日売買	平成27年3月23日
"	"	甲618番1	"	406.00	昭和55年9月8日売買	昭和55年9月8日
高知県南国市左右山	宮ノ後	269番1	"	2,251.51	平成22年9月8日 国土調査による成果	平成22年9月8日
"	王子ノ後	290番2	"	4,325.15	平成22年9月8日 国土調査による成果	平成22年9月8日
"	"	290番3	"	57.70	平成22年9月8日 国土調査による成果	平成22年9月8日
高知県南国市国分	横落	879番	"	42.00	平成10年10月14日売買	平成10年11月2日
小計				11,916.68		

土	所在地		種類または地目	登記面積 (㎡)	原因およびその日付	登記年月日
	県市町村	字 番地				
	高知県土佐市波介	東海谷 1244番1	〃	5,336.63	平成7年5月29日売買 (1247番地外を合筆)	平成7年6月21日 (平成7年9月12日)
	高知県土佐市波介	〃 1237番	〃	2,134.99	平成7年5月29日売買 (1241番1外を合筆)	平成7年6月21日 (平成7年9月12日)
	高知県土佐市塚地	中スカ 1113番7	宅地	91.67	平成21年8月12日売買	平成21年8月17日
	〃	〃 1116番2	宅地	193.55	平成21年8月12日売買	平成21年8月20日
	〃	〃 1116番8	宅地	9.15	平成21年8月12日売買	平成21年8月20日
	小計			7,765.99		
地	合計			19,682.67		

基本財産目録

別紙1-2

所在地	施設名称または用途	構造	登記面積 (㎡)	原因およびその日付	登記年月日	
建	高知県安芸市赤野甲 561 番地 2 (家屋番号 561 番 2)	鉄筋コンクリート造 陸屋根 3 階建	1,401.53	昭和 56 年 4 月 13 日新築	昭和 56 年 5 月 14 日	
				平成 5 年 3 月 31 日新築 八流荘 痴棟	平成 5 年 5 月 7 日	
	高知県安芸市赤野甲 618 番地 1 (家屋番号 618 番 1)	鉄筋コンクリート造 陸屋根 3 階建	494.07	平成 5 年 3 月 31 日新築 老人テニスパターナやながれ		平成 5 年 5 月 7 日
			212.42	平成 5 年 3 月 31 日新築 地域交流ホーム		
	高知県安芸市赤野甲 563 番地 (家屋番号 563 番)	障害者支援施設あき	鉄筋コンクリート造 陸屋根、スレート葺 2 階建	1,740.39	昭和 58 年 3 月 31 日新築	昭和 58 年 6 月 15 日
				21.76	平成 16 年 9 月 13 日増築	平成 16 年 11 月 26 日
	高知県安芸市赤野甲 617 番地 (家屋番号 617 番)	障害者支援施設あき 作業所	木造スレート葺 平家建	63.18	昭和 60 年 12 月 25 日新築	昭和 61 年 1 月 24 日
				1,736.09	昭和 63 年 5 月 24 日新築	昭和 63 年 6 月 21 日
	高知県南国市左右山 290 番地 2 (家屋番号 290 番 2)	障害者支援施設こくふ	鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根、2 階建	1,392.88	平成 3 年 2 月 1 日増築 国府寮 寮舎	平成 3 年 5 月 7 日
				79.35	平成 5 年 4 月 30 日増築 リハビリテーション室	平成 5 年 5 月 17 日
鉄骨造、2 階建			134.60	平成 5 年 4 月 30 日増築 その他 事務室	平成 5 年 5 月 17 日	
			547.98	平成 4 年 4 月 13 日新築		平成 4 年 4 月 15 日
物	高知県南国市左右山 269 番地 1 (家屋番号 269 番 1)	鉄骨造鋼板葺 平家建	80.74	平成 24 年 3 月 30 日増築	平成 24 年 5 月 16 日	
			677.25	平成 6 年 3 月 31 日新築	平成 6 年 4 月 20 日	
	高知県南国市左右山 269 番地 1 (家屋番号 269 番 1 の 2)	コーポラスこくふ	鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根、2 階建	2,097.98	平成 8 年 4 月 1 日新築 土佐 苑	平成 8 年 4 月 30 日
				463.91	平成 8 年 4 月 1 日新築 土佐苑 (通所 A 型) ユートピア	
			鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根、2 階建	196.35	平成 16 年 3 月 4 日増築 土佐苑 (通所 A 型) ユートピア	平成 16 年 3 月 11 日
				98.60	平成 24 年 3 月 31 日増築	平成 24 年 5 月 16 日
小計			12,427.65			

建	所在地	施設名称または用途	構造	登記面積 (㎡)	原因およびその日付	登記年月日
建	高知県土佐市波介 1237 番地 (家屋番号 1237 番)	カトレア	鉄骨造鋼板葺 平家建	361.62	平成 17 年 3 月 31 日新築	平成 17 年 6 月 17 日
		カトレア作業所		104.61	平成 26 年 2 月 28 日新築	平成 26 年 3 月 12 日
物	高知県土佐市波介 1244 番地 1 (家屋番号 1244 番 1)	カトレア作業所	鉄骨造鋼板葺 平家建	90.50	平成 21 年 3 月 10 日新築	平成 21 年 4 月 3 日
		カトレア作業所	木造 2 階建鋼板葺	52.17	平成 21 年 8 月 12 日購入	平成 21 年 8 月 17 日
	高知県土佐市塚地中スカ 1113 番 2 (家屋番号 1116 番 2)	古里の家	木造 2 階建瓦葺	184.31	平成 21 年 8 月 12 日購入	平成 21 年 8 月 20 日
		小計		793.21		
	合計			13220.86		

別紙 2-1 公益事業用財産目録

土地	所在地	種類または地目	登記面積 (㎡)	原因およびその日付	登記年月日
土地	県市町村 高知県高知市新本町 2 丁目	番地 2513 番 2515 番 1	146.51	平成 22 年 6 月 16 日 土地区画整理法による換地処分	平成 22 年 6 月 16 日
			16.01	平成 25 年 7 月 16 日売買	平成 25 年 7 月 17 日
			小計		162.52

建物	所在地	施設名称または用途	構造	登記面積 (㎡)	原因およびその日付	登記年月日
建物	高知県高知市新本町 2 丁目 2 5 1 3 番地 (家屋番号 2513 番)	77-ロー作業所	鉄骨造合金メッキ 鋼板ぶき 2 階建	178.44	平成 22 年 8 月 4 日新築	平成 22 年 8 月 12 日
		小計		178.44		